

## 教職員の「失業者の退職手当」について

### 【概要】

地方公務員は、一般的には雇用保険法の適用から除外されていますが、退職時に支給された「退職手当」が雇用保険法の失業給付相当額に満たず、かつ退職後一定の期間失業（求職活動）しているときは、その差額分が「失業者の退職手当」として支給されます。

### 【支給要件】

「失業者の退職手当」は以下3つの条件を全て満たす場合に支給されます。

- ・勤続期間が12月以上（常勤者）で退職した職員であること。
- ・退職の日の翌日から1年の期間内に失業していること。
- ・「退職手当」の額が雇用保険法に規定する失業給付相当額に満たないこと。

※失業とは、退職後積極的に就職しようとする意志があり、いつでも就職でき、職を探しているが就職できない状態にあることをいいます。したがって、単に働いていないという状態は失業ではありません。

### 【手順】

- 1 岡山県職員退職票交付願（※下記参照）を福利課へ提出する。
- 2 福利課から岡山県職員退職票、失業の証明書（様式）及び失業者退職手当受給資格者証交付願（様式）の交付を受ける。
- 3 岡山県職員退職票及び失業の証明書を持参の上、公共職業安定所（ハローワーク）で失業の証明を受け求職の申込みを行う。
- 4 失業の証明書を添えて、失業者退職手当受給資格者証交付願を福利課へ提出する。
- 5 福利課から失業者退職手当受給資格者証、失業者退職手当支給願（様式）及び口座振替申出書（様式）の交付を受ける。
- 6 失業者退職手当受給資格者証を持参の上、公共職業安定所（ハローワーク）に毎月定められた日に出頭し、失業者退職手当支給願に失業の証明を受ける。
- 7 失業者退職手当受給資格者証を添えて、失業者退職手当支給願及び口座振替申出書を福利課へ提出する。
- 8 福利課から手当支給。

### 【支給額算定基準】

失業者の退職手当として支給される基本手当の日額に相当する金額は、退職の月前における最後の6月（月の末日に退職した場合には、その月及び前5月）に支払われた給与の総額を180で除して賃金日額を算出し、この賃金日額を雇用保険法の規定を適用して計算し決定する。

※岡山県職員退職票交付願様式

(元号) 年 月 日

岡山県教育委員会 殿

郵便番号  
住 所  
氏 名  
電話番号

岡山県職員退職票の交付について

私は(元号) 年 月 日付けで退職しましたが、岡山県職員の退職手当に関する条例第10条及び岡山県職員の退職手当に関する条例施行規則第9条の規定により、退職票の交付を申請します。

記

前勤務先：

前職名：

職員番号：

在職期間：(元号) 年 月 日 ～ (元号) 年 月 日